

# 穂学



令和5年度

広州日本人学校 学校便り

[No.15]

令和5年11月8日(水)

発行責任者 校長 加藤康徳

## 「令和5年度の運動会を開催しました。」

今年度の運動会は、雨の予報が事前に出ており、その開催が危ぶまれていましたが、(※実際に雨で競技や演技の一時的な中断がありました。)それでも10月28日(土)に全てのプログラムを予定通りに終了させることができました。

本校の運動会は広州の日本人社会においても大きなイベントの一つと言えます。子ども達は日頃の学習の成果を大勢の人たちの前で披露することで一層自己肯定感を向上させることができたと考えます。この運動会の経験は今後の様々な活動の中に生かすことで、更に自信を持って行動できるようになってもらいたいです。今後とも保護者の皆様の変わらぬご理解・ご支援を宜しくお願い申し上げます。

### (限界突破)



<運動会スローガン>



<小1・2年団体演技>



<小3・4年団体演技>



<小5・6年団体演技>



<中学部団体演技>  
(功夫)



## 「音楽部定期コンサート」※11月2日(木) 昼休み 体育館



音楽部  
定期コンサート  
曲紹介  
オープニング 銀河鉄道999  
1. ドラえもん  
2. ナイトダンサー  
3. ジャンボリ ミッキー

音楽部の定期コンサートでは、観客のみなさんの「楽しかった」という声が聞けて、部員全員が達成感を得ることができ、それぞれが改善点を見つけることができたので、次に生かしたいです。

音楽部部长

## 「11月は児童虐待防止月間となっています。」

※以下、厚生労働省のHPを参考に掲載しています。

○厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を集中的に実施します。

### 児童虐待の定義

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

#### 身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

#### 性的虐待

- ・ 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

#### ネグレクト

- ・ 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

#### 心理的虐待

- ・ 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

○児童虐待防止と学校の役割について（文科省のHPより一部抜粋）

※児童虐待防止法一部改正：平成29年6月14日成立・6月21日公布

児童虐待防止法が改正され、児童虐待については学校としての判断、関与がより一層強く求められるようになってきました。例えば、今までは、通告は教職員個人の責務ということになっていましたが、改正により、学校が組織的に児童虐待の早期発見に努めなくてはならなくなりました。また、学校には、子どもに対して児童虐待防止のための教育をする義務があるということと、その保護者に対しても周知、啓発を図っていく義務があるということが法律に明記されました。

日本においては、虐待を受けて子どもの命が奪われるという事件が発生しています。このような悲しい事件を無くすために社会全体で子どもを見守っていきたいです。